

## ■上野のげんばから■

# 過去に破産したことがあっても再度破産できますか??



地域包括支援センターの社会福祉士さんからホットラインを頂きました。

- ・ Aさんの自宅に行ったら、請求書がいろいろ来ていました
- ・ Aさんは過去に破産したことがあるから二度目は難しいとおっしゃいました
- ・ 過去に破産したことがあっても再度破産できるものなのではないでしょうか

結論として、再度の破産は十分にありえます。再度破産を裁判所に申し立てて、借りているお金を返す法的責任を免除してもらい免責の許可を受けることを目指すこととなります。ただし、前回の破産のときの免責の許可の確定日が過去7年以上前かどうかで、若干、事情が異なってきます。

Aさんの免責許可決定の確定日が過去7年以上前であれば、法律上、これが「免責不許可事由（＝これがあると原則として免責を認めないと法律に規定されています）」にあたることはなく、二度目の破産申立てだからという理由で借りていたお金を返す責任が残ることはありません。もっとも、再度の破産申立てとなるのですから、一般的には、裁判所に対して、破産に至る経緯をより詳細に説明する必要があります。

他方、前の免責許可決定の確定日が過去7年以内であった場合、法律上、これは「免責不許可事由」にあたってしまうのですが、事情によっては裁判所の裁量で再度の免責許可を受けられる可能性があります。また、任意整理（分割弁済）や個人再生など他の手段も検討可能かもしれません。

ですので、いずれにしても、Aさんには法律相談を勧めていただき、弁護士と一緒に法的対応や今後のことについて考える機会を作っていただきたいと思います。

＜このお話は実例を参考にしたフィクションです。＞

## ■ホットラインご利用のご案内■



当事務所では常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に<sup>1</sup>電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する方でお悩み<sup>2</sup>がありましたら、ぜひご利用ください（ご担当ケースにおけるご本人のお名前等をお話いただく必要はありませんので、まずはお気軽にお問い合わせください）。

- ご利用時間帯 平日 10:00～17:00
- お問合せ先電話番号 **050-3383-0202**
- よくあるお問合せ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など<sup>3</sup>

<sup>1</sup> ご本人（被支援者様）からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/> をご参照ください。

<sup>2</sup> 最終的にはご本人のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

<sup>3</sup> ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。

地方事務所一覧

